二　道路	イ　未舗装面（土壌）　除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆 ロ　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 ハ　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り ニ　ガードレール　拭き取り
三　田	除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
四　畑	イ　果樹等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ロ　果樹等の樹木以外　除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
五　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
六　原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
七　墓地	除草、堆積物の除去、砂利若しくは砕石の除去及び被覆又は墓石の拭き取り
八　雑種地	イ　未舗装（土壌）　刈払い又は除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆、再拡散防止措置又は枝打ち ロ　未舗装（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 ハ　舗装　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番十一十五号　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇一一四（五七一一）七一一一〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十七年十一月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２９４号

栃木県宇都宮市野沢町40番地１
債務者　有限会社ジャストセブン
代表者代表取締役　舘野　典之
１　決定年月日時　平成27年７月29日午前11時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　健一
４　破産債権の届出期間　平成27年８月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月23日午後２時45分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０１７号

名古屋市港区宝神５丁目2413番地の１
債務者　有限会社榴木組
代表者代表取締役　榴木喜一郎
１　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　智哉
４　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午後２時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０９０号

東京都新宿区歌舞伎町２丁目46番８号
債務者　株式会社アイエムエイ
代表者代表取締役　佐藤　泰一
１　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　義弘
４　破産債権の届出期間　平成27年９月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５７号

東京都新宿区新宿１―13―12　ファーストビルＦ４
債務者　ファーストコール株式会社
代表者代表取締役　戸部　隆志
１　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣畑　牧人
４　破産債権の届出期間　平成27年９月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３４６号

千葉県松戸市松戸新田30番地、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区宮前１丁目１番15号
債務者　株式会社橋口商店
代表者代表清算人　橋口　和幸
１　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　志甫　治宣
４　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３４７号

千葉県松戸市松戸新田30番地５　松久ハイツ８号棟106号
債務者　株式会社橋口
代表者代表取締役　橋口　和幸
１　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　志甫　治宣
４　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部